

刀剣類発見届取扱要領の制定実施について

昭和32年7月10日収防第435号
警察本部長より各警察署長あて

改正 昭和35年5月2日発防第392号
昭和61年4月1日組織改正

銃砲刀剣類所持等取締法第23条の規定により銃砲刀剣類を発見したものはすみやかにもよりの警察署へ届出なければならないが、この場合の取扱いについて今般警察庁より通達があったのでつぎのとおり「刀剣類発見届取扱要領」を制定実施することとしたから取扱上過誤のないようにされたい。

(なお取扱要領については県教育委員会と協議済であるから了知されたい。)

刀剣類発見届取扱要領

1 目的

この要領は、銃砲刀剣類所持等取締法(以下「取締法」という。)第23条の規定により新たに刀剣類を発見して警察署へ届出をした者のうち、届出人において、登録を受けて引き続き所持を希望するものについての警察における取扱手続の基準を定めるものである。

2 教育委員会との取りきめ

県教育委員会との協議により取締法第17条第3項による公安委員会への通知は従前より使用する通知書に併せて別記様式(3)の票(刀剣類登録通知書)により行うものとする。

3 発見届の受理

- (1) この要領に基き、発見届を受理するときは、別記様式の発見届用紙を届出人に交付し、様式(1)の票に必要事項を記入せしめ現品と共に提示を受けること。

発見届出人の記載した事項に誤りのないときは、別記様式の(2)の票により刀剣類発見届出済証を交付し、登録申請に必要な事項を懇切に教示すること。

- (2) 上記(1)により受理したときは、様式(4)の票により「刀剣類登録希望者通知書」を生活保安課を経て県教育委員会に送付すること。
- (3) (1)の票は登録の確認をするため所持希望者の住所を管轄する警察署に保管しておくこと。

4 実施上の留意事項

- (1) この要領による発見届の取扱いは本年7月15日から開始することとする

が部内及び部外に十分周知徹底を図る方途を講ずるとともに派出所、駐在所等においても発見届用紙を備付けておくこと。

- (2) 善良な発見届出人の利便を十分考慮し、届出たために、迷惑をかける等のことのないよう適切な配慮をなすこと。
- (3) 発見届は、発見時の状況のわかる家族又は使用人で責任ある者が代って行うことも差支えないこと。
- (4) 発見届受理に当っては、公衆接遇上十分な配慮が肝要であるとともに、提示を受けた刀剣類については重要な美術品であることを念頭におき特に物の取扱を慎重にすること。
- (5) 登録の希望については、発見届出人の意思を尊重して、警察において登録に該当するか否かを判断する等の行為は避けること。
- (6) 刀剣類を登録申請までの間警察署において一時預りすることは、とかくの誤解を招くおそれもあるので、かかる一時預りの措置はしないようにすること。ただし、必要やむを得ないときは、この限りでない。
- (7) 発見届をした刀剣類であっても、登録を受けないと他人に譲渡することができないことは当然であるので、発見届出人において譲渡、交換等の希望のある場合は、教育委員会から発見届出人本人に対して通知のあるまで待たないで直接教育委員会に出向いて登録を受けるように指導すること。
- (8) 県教育委員会より(3)の票（刀剣類登録通知書）により通報を受けたときは、生活保安課に台帳を整理し発見届出人の住所を管轄する警察署に廻付する。同票の廻付を受けた警察署においては、さきに受理した発見届に貼付して整理保管すること。
- (9) 登録にならなかったものについては可及的速やかに任意提出または廃棄等の措置をなすよう指導するとともにその処理を確認すること。
この場合、所有者の利便を十分考慮し、必要以上の干渉にわたらないようにすること。

別記様式（表側）

刀 劍 類 発 見 届		年 月 日
警 察 署 殿		届 出 人 ①
1 発見届出人	住所 職業	
2 発見刀劍		
3 発見年月日		
場所 動機		(切取線)
割 印		
刀 劍 類 発 見 届 出 済 証		警 察 署 ①
1 発見届出人	住所 職業	氏 名 年令
2 発見刀劍		
3 届出年月日		
刀 劍 類 登 録 通 知 書		年 月 日
公安委員会 殿		教育委員会 ①
1 申請者	住所 職業	
2 登録をした刀劍		
3 登録番号		
(切取線)		
刀 劍 類 登 録 希 望 者 通 知 書		年 月 日
教育委員会 殿		警 察 署 ①
1 発見届出人	住所 氏名	
2 発見刀劍		

別記様式（裏側）

	<p>注意</p> <ol style="list-style-type: none">1 登録を受けるまでは、この票を刀剣と共に大切に保管すること。2 教育委員会より通知があったときは、すみやかに登録の申請をすること。3 教育委員会に登録の申請をする際はこの票を登録申請書に添えて差し出すこと。4 刀剣類は、登録を受けないと他人に譲り渡す等のことはできないから注意すること。5 登録されなかった刀剣類はそのままの状態では所持することができないこと。6 (2)の票と(3)の票とは切り離さないこと。7 亡失又は著しくき損したときはすみやかに届出をした警察署に申し出ること。	<p>注意</p> <ol style="list-style-type: none">1 刀剣類を発見して、登録を受けようとするときは、最寄りの派出所、駐在所又は警察署に申し出て、この用紙の交付を受けること。2 表側の(1)の票に必要な事項を記入の上刀剣類を持参して最寄りの警察署に届け出ること。3 「発見の場所」とは、例えば押入、土蔵、倉庫の中等の場所を記入すること。発見の動機とは、例えば引越、大掃除、家屋の改築等の際に発見と記入すること。4 発見の状況のわかる家族又は使用人で責任在る者が代わって届をすることも差支えないこと。5 「種別」欄には、刀、脇差、短刀、なぎなた、やり、火縄式銃などと記載すること。6 「拵」欄には、白鞘、日本刀拵、軍刀拵などと記載すること。
--	--	--